

地方公務員の定年引上げについて

令和5年度から始まる国家公務員の定年引上げに伴い、同様の措置を講じるため地方公務員法が一部改正されたことから、区においても以下のとおり実施します。

1 定年の段階的引上げ（改正：定年条例第3条、同附則第4項）

現行60歳の定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。

年度	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- （1）管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した管理職については、翌年の4月1日までに管理職以外の職に降任する。（改正：定年条例第6条～第8条）
- （2）ただし、公務運営上の必要がある場合には特例制度を適用し、引き続き管理職として任用可能なものとする。（改正：定年条例第9条～第13条）

3 定年前再任用短時間勤務制の導入及び再任用制度（暫定再任用制度）の存置（別紙参照）

- （1）定年前再任用短時間勤務制（改正：定年条例第14条、第15条）
60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、短時間の職に任用できる制度を導入する。
- （2）暫定再任用制度（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第7条～第13条）
定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止するが、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度（暫定再任用制度）を経過措置として存置する。

4 給与上の措置

- （1）60歳に達した職員の給料月額（改正：給与に関する条例附則第12項から第17項）
60歳に達した日後の最初の4月1日から、60歳前の7割水準に設定する。
- （2）60歳に達した職員の退職手当（改正：退職手当に関する条例附則第25項、第26項、第29項及び第30項）
60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職した場合に、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ退職手当が下がらないよう措置する。

定年の段階的引上げと定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用について

別紙

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
定年	定年60歳	定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
昭和36年度 生まれ (S36.4.2～ S37.4.1)	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
	現行再任用 職員	暫定再任用職員									
昭和37年度 生まれ (S37.4.2～ S38.4.1)	60歳 定年退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	常勤職員	暫定再任用職員									
昭和38年度 生まれ (S38.4.2～ S39.4.1)	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
	常勤職員		①定年前再短 ②役職定年	暫定再任用職員							
昭和39年度 生まれ (S39.4.2～ S40.4.1)	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳	64歳	65歳			
	常勤職員			①定年前再短 ②役職定年		暫定再任用職員					
昭和40年度 生まれ (S40.4.2～ S41.4.1)	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳	65歳		
	常勤職員				①定年前再短 ②役職定年			暫定再任用職員			
昭和41年度 生まれ (S41.4.2～ S42.4.1)	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳	
	常勤職員					①定年前再短 ②役職定年				暫定再任用 職員	
昭和42年度 生まれ (S42.4.2～ S43.4.1)	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職
	常勤職員						①定年前再短 ②役職定年				

※1 原則、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降から

- ① 定年前再任用短時間勤務職員（資料中は「定年前再短」と表記）として勤務することが可能（年度単位）
- ② 管理職は管理職以外の職に降任（役職定年）する（特例あり）。

※2 年齢は年度末年齢